

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol. 10

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は、短時間労働者の社会保険適用拡大についてです。



相談者

Q

私はパートで夫の健康保険の扶養家族になっています。現在、週20時間で年収130万円未満、雇用保険加入、健康保険・厚生年金には加入していません。最近、事務担当者より10月から扶養家族の認定要件である収入要件が106万円になったため、扶養家族になれないと言われました。内容がよくわからないので教えてください。

A

あなたの事業所は従業員（厚生年金被保険者）を101人以上雇用しているものと考えられ、10月からパートである短時間労働者を厚生年金、健康保険の被保険者とする旨を該当する従業員に説明しているものと思われます。扶養家族の収入要件には変更がなく、年間収入が130万円未満としています。



城間先生

Q

私の働き方でも10月からは被保険者になるのでしょうか？

A

短時間労働者の被保険者資格の基準は以下の通りになります。



1. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
2. 月額賃金が88,000円以上であること（年額106万円）
3. 同一の事業所に継続して2か月を超える雇用の見込みがあること
4. 学生ではないこと

Q

もともと、扶養家族であった3号被保険者は健康保険料、国民年金保険料の負担は0円でした。被保険者になるメリットはあるのでしょうか？

A

加入メリットとして、老齢厚生年金は基礎年金部分に加えて報酬比例部分が加算されます。例えば、月額88,000円の年金額を試算しますと、

	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額（目安）
10年間加入	月額8,100円	月額4,500円（年額54,100円）×終身

また、健康保険に加入することで、病気やけがで働けない時に受け取れる傷病手当金や産休中に働けず給与がもらえない時に受け取れる出産手当金があります。

どのような働き方をするかを選択するのはあなたです。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

7月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

8月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

